

都南浄化センター建築物及び建築設備定期点検業務委託

特記仕様書

この仕様書は、標記業務に関し必要な事項を定めるものとする。

1 対象施設

- ・ 施設名称 : 都南浄化センター管理本館
- ・ 施設場所 : 盛岡市東見前地内
- ・ 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (RC 造) 地上 4 階地下 1 階
- ・ 延べ床面積 : 6719.20 m²

{	地下 1 階	1578.04m ²
	1 階	2213.22m ²
	2 階	1453.36m ²
	3 階	521.16m ²
	4 階	822.12m ²
	塔屋 1 階	88.01m ²
	塔屋 2 階	43.29m ²
- ・ 建物用途 : 事務所 (第 2 類)
- ・ 経過年数 : 46 年 (昭和 54 年竣工)

2 業務内容

- (1) 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項による建築物の敷地及び構造、並びに特定建築設備等の定期点検

対象部位

- ① 建築物の敷地及び構造で、次に掲げる部分

- ・ 建築物の敷地及び地盤面
- ・ 構造耐力上主要な部分
- ・ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する用途に供する建築物の部分及び高架水槽、冷却塔その他建築物の屋外に取り付けられているもの
- ・ 防火区画を構成する各部分 (防火戸その他の防火設備を含む) その他防火上主要な部分

- ② 特定建築設備等で、次に掲げる部分

- ・ 排煙設備
- ・ 換気設備
- ・ 非常用照明設備
- ・ 給水及び排水設備
- ・ 防火設備等

3 点検方法

- (1) 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン「国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修」に基づいて実施すること。
- (2) 平面図に、指摘箇所を記載すること。

4 点検実施者（資格者）

(1) 建築物の敷地及び構造

建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づく、一級建築士若しくは、二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者。

(2) 特定建築設備

建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づく、一級建築士若しくは、二級建築士又は法定講習の終了者で国土交通大臣から資格者証※ 1 の交付を受けた者。

※ 1 建築設備：建築設備検査員

防火設備：防火設備検査員

5 提出書類

(1) 業務計画書 3 部

(2) 業務報告書 3 部（電子データ等 1 部、製本 2 部）

- ・ 総括表
- ・ 点検マニュアルチェックシート
- ・ 平面図（指摘箇所記載）

(3) 点検記録写真（状況写真）

(4) その他監督職員が指示したもの

※ 電子データの保存形式は監督職員の指示によること。

6 その他

(1) 次に挙げる費用は受注者の負担とする。

① 点検に必要な工具類、測定器具及び消耗品

② 受託者の責に帰すべき施設、設備の破損及び汚損等の復旧

(2) 本仕様書以外の事項については協議して定めるものとする。